

羽生市省エネ家電買換促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格及び物価の高騰対策として、省エネルギー性能の優れたエアコン又は冷蔵庫（以下「省エネ家電」という。）への買換えによるエネルギー利用の合理的な促進を図り、もって市民生活を支援するとともに、本市の二酸化炭素排出量の削減を推進するため、羽生市省エネ家電買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。次号において「令」という。）第18条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。
- (2) 冷蔵庫 令第18条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。
- (3) 統一省エネラベル エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）の規定により算出される多段階評価点その他の事項に係る同告示に定める様式による表示をいう。
- (4) 販売店 省エネ家電を販売する店舗、事業所又は営業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（次条において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 補助金の交付を申請する日において、市税の滞納がないこと。
- (3) 本人及び本人と同一の世帯に属する者が、この補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 省エネ家電へ買い換えるエアコン及び冷蔵庫を令和8年3月1日から同年6月30日までの期間に特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の規定により適正に処理していること。
- (5) 次条に規定する補助金の交付の対象となる省エネ家電について、国、地方自治体等の公的機関が行う他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象家電)

第4条 補助金の交付の対象となる省エネ家電（以下「補助対象家電」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の販売店から直接購入した新品（未使用であり、かつ、消費者により購入されたことがないものをいう。）であること。
- (2) 経済産業省資源エネルギー庁が提供する省エネ型製品情報サイトに掲載されている省エネ家電であること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 統一省エネラベルの省エネ基準達成率（目標年度2027年度）が100%以上のエアコンであること。
 - イ 統一省エネラベルの省エネ基準達成率（目標年度2021年度）が100%以上の冷蔵庫であること。
- (4) 補助対象者自らが居住する市内にある住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上のものに限

る。)に設置された既存のエアコン又は冷蔵庫を撤去し、及び処分し、当該住宅に同種の補助対象家電を購入し、及び設置するものであること。

(5) 令和8年3月1日から同年6月30日までの期間に購入及び設置が完了していること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象家電の本体購入費(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

2 前項の場合において、当該補助対象家電の本体購入費のうち、その一部又は全部を割引券、ポイント等で支払った額があるときは、当該額は、補助対象経費の対象外とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1の額(エアコン及び冷蔵庫を同時に買い換える場合は、それぞれの補助対象家電について補助対象経費を合算した額の3分の1の額)とし、3万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付の回数は、1世帯につき1回に限るものとする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、羽生市省エネ家電買換促進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象家電の領収書又はレシートの写し(購入者の氏名、購入日、購入店舗の名称、型番及び支出の内訳の記載があるものに限る。)

(2) 製造者が発行した当該補助対象家電に係る保証書の写し

(3) 申請に係る買換えに伴う機器の処理に係る家電リサイクル券（排出者控）の写し

(4) 省エネ基準達成率が確認できる書類

(5) 買換え後の省エネ家電製品の設置状況が確認できる写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出の期間は、令和8年3月2日から同年6月30日までとする。

3 前2項の規定により提出された書類は、返還しないものとする。
(交付決定)

第8条 市長は、前条第2項に規定する期間に申請をした者の中から補助金を交付する者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該期間にあった申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、市長は、抽選により補助金を交付する者を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により交付を決定したときは羽生市省エネ家電買換え促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは羽生市省エネ家電買換え促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を請求するときは、羽生市省エネ家電買換え促進補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、取得した省エネ家電製品を補助金の交付の目的に反して使用し、返品し、譲渡し、交換し、貸与し、転売し、廃棄

し、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(設置の確認)

第11条 市長は、補助事業等を適正に執行するため、補助対象家電の設置の状況を確認することができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 交付決定者から辞退の申出があったとき。
- (2) 請求書等が決められた期日までに提出されなかったとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱又は市長の指示に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (6) その他市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、羽生市省エネ家電買換促進補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により当該交付決定者に通知しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年3月1日から施行する。

(この告示の失効等)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第10条及び第12条の規定については、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。